

○ M V N O に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
 [平成14年6月策定 令和3年2月最終改定]

(下線部分は改正部分。表中の [] の記載は注記である。)

改 定 後	改 定 前
<p>2 電気通信事業法に係る事項 (2) MVNOとMNOとの間の関係 2) 事業者間接続による場合 イ 二種指定事業者の接続に係る規律 (オ) 接続料の算定 コ) 将来原価方式を用いた算定 b 算定方法 予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、<u>設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、この限りではない。</u></p> <p> <u>例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等)等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。</u></p> <p> また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。</p>	<p>2 [同左] (2) [同左] 2) [同左] イ [同左] (オ) [同左] コ) 将来原価方式を用いた算定 b 算定方法 予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、<u>原則として、設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。</u></p> <p> <u>具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等)等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。</u></p> <p> また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。</p>